

観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 広島県内の観光施設等を運営する民間事業者、市町等における観光DX及びユニバーサルツーリズム対応に向けた環境整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、一般社団法人広島県観光連盟補助金等交付規程（以下「規程」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 前条に規定する補助対象となる事業、補助対象者、補助対象経費、補助金額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規程第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は、一般社団法人広島県観光連盟会長（以下「会長」という。）が別に定める期日とする。

2 規程第3条第1項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 直近の貸借対照表又は類する書類（様式任意）
- (4) 補助事業申請日から3か月以内に県税事務所で発行された申請者の県税納税証明書
- (5) 支出予定金額証拠書類（見積書の写し、料金プランの分かる資料等）
- (6) その他会長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第4条 会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、別記様式第2号により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 規程第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は経費の配分の変更（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、別記様式第3号による事業変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ別記様式第4号による事業廃止承認申請書を会長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条第3号に規定する暴力

団員等又は第 20 条第 1 項の規定による通報の対象となった者ではないこと。

- (4) 会長は、必要があると認めるときは、補助事業の進捗状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(申請の取下げ)

第 6 条 規程第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規程第 6 条の通知を受けた日から起算して 14 日以内とし、別記様式第 5 号の交付申請取下届出書を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 7 条 規程第 12 条の規定による補助金実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、その提出期限は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して 14 日を経過した日又は補助事業が完了した日の属する一般社団法人広島県観光連盟（以下「連盟」という。）の会計年度の 1 月末日のいずれか早い日とする。

2 規程第 12 条の規定により補助金実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（別紙 3）
- (2) 収支決算書（別紙 4）
- (3) 支出証拠書類
- (4) その他会長が必要と認める書類

(額の確定等)

第 8 条 会長は、前条第 1 項に規定する報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者別に別記様式第 7 号により通知する。

(交付の方法等)

第 9 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第 8 号による請求書を会長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 10 条 会長は、第 5 条第 1 項第 2 号の補助事業の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 4 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこの要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(3) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 会長は、前項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(財産の管理及び処分)

第 11 条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具、備品その他の財産（以下「取得財産等」という。）については、別記様式第 9 号による台帳を設け、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとする場合又は廃棄等の処分をしようとする場合には、規程第 22 条の規定に基づき、別記様式第 10 号の財産処分承認申請書を会長に提出し承認を受けるものとする。

- 3 第 1 項の規定により台帳を設け、第 2 項の規定により会長の承認を受ける取得財産等は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上のものとする。

- 4 規程第 22 条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令 15 号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、会長が別に定める期間とする。

- 5 会長は第 2 項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分をしたことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を連盟に納付させることができる。

(補助事業の経理等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 10 年間、会長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 31 日から施行する。

別表第1 補助金の交付対象（第2条関係）

補助事業名	観光DX推進事業	ユニバーサルツーリズム推進事業
補助対象となる事業	観光客がスマートに広島観光を楽しむための利便性向上又は観光産業の生産性向上に資するデジタル環境整備に必要なサービス・機器の導入	高齢者・障害者等が広島を安心して旅行ができるユニバーサルツーリズム対応に必要な施設整備や設備導入
補助対象者	広島県内の観光施設等を運営する民間事業者、市町、観光協会、地域DMO、商工会議所、商工会等 ※ただし、暴力団又は暴力団員と関わりがある者、県税、特別法人事業税及び地方法人特別税について滞納がある者は除く。	
補助対象経費	①設備・機器等購入費 補助事業の実施に直接必要となる設備、機器、備品、消耗品の購入等に要する経費 ②導入費 上記①に付随して導入の際に必要なシステム利用料、設定・設置費用等の経費	①設備・機器等購入費 補助事業の実施に直接必要となる設備、機器、備品の購入等に要する経費 ②工事費 補助事業の実施に直接必要となる施設・客室の整備・修繕等の工事に要する経費 ③設計費 上記①②に付随して必要となる基本設計、実施設計等の経費
補助金額	300 万円以内	1,000 万円以内
補助率	2 / 3 以内	4 / 5 以内

別表第2 軽微な変更（第5条関係）

軽 微 な 変 更	
事業の内容の変更	経費の配分の変更
第3条の規定により提出する事業計画書に掲げる事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更をする場合	1 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合 2 別表第1に掲げる経費区分の相互間において、いずれか低い額の20パーセント以内の配分を変更しようとする場合

(別記)

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

一般社団法人広島県観光連盟会長 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏名

観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付申請書

観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第3条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

なお、一般社団法人広島県観光連盟補助金等交付規程及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

1 活用する補助金(どちらかに○)

観光DX推進事業補助金 ・ ユニバーサルツーリズム推進事業補助金

2 補助金交付申請

補助事業に要する経費 円

補助対象経費 円

補助金交付申請額 円

3 添付書類

(1) 事業計画書(別紙1)

(2) 収支予算書(別紙2)

(3) 直近の貸借対照表又は類する書類(様式任意)

(4) 補助事業申請日から3か月以内に県税事務所で発行された申請者の県税納税証明書

(5) 支出予定金額証拠書類(見積書の写し、料金プランの分かる資料等)

(6) その他参考となる資料

4 確認事項

☐ 観光施設等(公募要領「4 補助対象者」の表【観光施設等とは】に詳細を規定)を運営している。

☐ 県税、特別法人事業税及び地方法人特別税の未納はない。

☐ 暴力団又は暴力団員と関わりがない。

☐ 免税事業者又は簡易課税事業者である。

※該当するものを着色(■)してください。

【申請担当者情報】

部署名:

担当者:

電 話:

電子メール:

様式第 1 号

別紙 1

事業計画書

1 対象施設

施設名

所在地

従業員数

施設区分

☐観光施設、☐体験施設 ☐宿泊施設 ☐飲食店 ☐土産物店 ☐交通機関

※該当するものを着色（■）してください。

2 事業実施計画概要

（1）事業名

（2）実施内容

（3）事業により期待している効果

3 実施予定期間

（1）開始年月日 年 月 日

（2）完了年月日 年 月 日

※補助事業の完了期限は、交付決定のあった日の属する連盟の会計年度の 1 月末日までとする。

様式第 1 号

別紙 2

収 支 予 算 書

事業者名	
------	--

(収入の部)

(単位：円)

区 分	予定額	備考
連盟補助金		
自己負担額		
その他補助金		
合 計 (A)		

(支出の部)

(単位：円)

	経費区分	内訳	予定額	備考
補助対象経費				
	小 計 (税込) (B)			
	消費税及び地方消費税額 (C)			経費区分の税額
	補助対象経費 (D)			課税事業者：(B)・(C) その他：(B)
補助対象外経費	補助金交付申請額 (E)			(D) × 補助率 千円未満切捨
	小 計 (F)			
総事業費 (G)				(B) + (F)

(注 1) 補助金交付申請額は、補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

(注 2) 行数が不足の場合は適宜行を増やして差し支えない。

(注 3) 項目ごとに積算根拠の分かる資料を添付すること。(見積書の写し、料金プランの分かる資料等)

(注 4) 消費税相当分に対しては補助対象としないものとする。

様式第2号（第4条関係）

（補助事業者の所在）

（補助事業者の名称）

年 月 日付けで申請の観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金については、観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

一般社団法人広島県観光連盟会長

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請の観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載のとおりとします。

事業名_____（観光DX推進事業補助金・ユニバーサルツーリズム推進事業補助金）

- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 交付の条件

- （1）次のいずれかに該当する場合、速やかに会長の承認を受けること。

- ア 補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く）
- イ 補助事業の経費の配分を変更する場合（軽微な変更を除く）
- ウ 補助事業を廃止する場合

- （2）補助事業が期限内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに会長に報告してその指示を受けること。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

一般社団法人広島県観光連盟会長 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏名

観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金事業変更承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けたこの補助事業を次のとおり変更したいので、観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付要綱第5条第1項第1号の規定に基づき、承認を申請します。

1 補助金名（どちらかに○）

観光DX推進事業補助金 ・ ユニバーサルツーリズム推進事業補助金

2 事業名

3 変更内容

4 変更を必要とする理由

5 変更後収支予算書

(収入の部)

(単位：円)

区 分	当初	変更後	備考
連盟補助金			
自己負担額			
その他補助金			
合 計 (A)			

(支出の部)

(単位：円)

	経費区分	内訳	当初	変更後	備考
補助対象経費					
	小 計 (税込) (B)				
	消費税及び地方消費税額 (C)				経費区分の税額
	補助対象経費 (D)				課税事業者：(B)・(C) その他： (B)
補助対象外経費	補助金交付申請額 (E)				(D) × 補助率 千円未満切捨
	小 計 (F)				
総事業費 (G)					(B) + (F)

(注1) 補助金交付申請額は、補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

(注2) 行数が不足の場合は適宜行を増やして差し支えない。

(注3) 項目ごとに積算根拠の分かる資料を添付すること。(見積書の写し、料金プランの分かる資料等)

(注4) 消費税相当分に対しては補助対象としないものとする。

【申請担当者情報】

部署名：

担当者：

電 話：

電子メール：

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

一般社団法人広島県観光連盟会長 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏名

観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金事業廃止承認申請書

年 月 日付けで交付決定を受けたこの補助事業を次のとおり廃止したいので、観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付要綱第5条第1項第2号の規定に基づき、承認を申請します。

1 補助金名（どちらかに○）

観光DX推進事業補助金 ・ ユニバーサルツーリズム推進事業補助金

2 事業名

3 廃止の理由

4 廃止年月日

【申請担当者情報】

部署名：

担当者：

電 話：

電子メール：

様式第5号（第6条関係）

観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日

一般社団法人広島県観光連盟会長 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏名

年 月 日付けで交付決定を受けたこの補助事業について、交付の申請を下記のとおり取り下げることとしたので、観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 補助金名（どちらかに○）
観光DX推進事業補助金 ・ ユニバーサルツーリズム推進事業補助金
- 2 事業名
- 3 交付決定額
- 4 交付申請の取下理由

【申請担当者情報】

部署名：
担当者：
電 話：
電子メール：

様式第 6 号（第 7 条関係）

年 月 日

一般社団法人広島県観光連盟会長 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏名

観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定通知があったこの補助事業が完了しましたので、観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金名（どちらかに○）

観光DX推進事業補助金 ・ ユニバーサルツーリズム推進事業補助金

2 事業名

3 補助金交付決定額及び実績報告額等

（1）補助事業に要した経費	円
（2）補助対象経費	円
（3）補助金交付決定額	円
（4）補助金実績報告額	円

4 添付書類

- （1）「事業実績報告書」（別紙 3）
- （2）「収支決算書」（別紙 4）
- （3）支出証拠書類
- （4）その他参考となる資料

【申請担当者情報】

部署名：

担当者：

電 話：

電子メール：

様式第 6 号
別紙 3

事業実績報告書

1 事業実施結果概要

(1) 実施内容

(2) 実施効果

※整備後の状況が分かる写真を添付してください。

2 実施期間

(1) 開始年月日 年 月 日

(2) 完了年月日 年 月 日

様式第 6 号

別紙 4

収 支 決 算 書

事業者名	
------	--

(収入の部)

(単位：円)

区 分	金額	備考
連盟補助金		
自己負担額		
その他補助金		
合 計 (A)		

(支出の部)

(単位：円)

	経費区分	内訳	金額	備考
補助対象経費				
	小 計 (税込) (B)			
	消費税及び地方消費税額 (C)			経費区分の税額
	補助対象経費 (D)			課税事業者：(B) - (C) その他：(B)
	補助金交付申請額 (E)			(D) × 補助率 千円未満切捨
補助対象外経費				
	小 計 (F)			
	総事業費 (G)			(B) + (F)

(注 1) 補助金交付申請額は、補助対象経費に補助率を乗じた額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

(注 2) 行数が不足の場合は適宜行を増やして差し支えない。

(注 3) 項目ごとに支出証拠資料を添付すること。

(注 4) 消費税及び地方消費税込みで作成すること。

様式第7号（第8条関係）

（補助事業者の所在）

（補助事業者の名称）

年 月 日付けで交付決定したこの補助事業については、観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり額を確定しましたので通知します。

年 月 日

一般社団法人広島県観光連盟会長

1 事業名_____（観光DX推進事業補助金・ユニバーサルツーリズム推進事業補助金）

2 交付確定額 金 円

3 交付決定額 金 円

4 交付条件

（1）次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は、既に交付した補助金の返還を命ずることがある。

ア 要綱第2条に規定する要件を欠くに至ったとき又は偽って補助金の交付を受けていたとき。

イ その他要綱に違反する行為があったとき。

（2）要綱第11条に規定する期間を経過するまでは、会長の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄等の処分をしてはならない。

（3）この補助金について会長が必要であると認めるときは、報告を求め又は検査を行うことがある。

（4）この補助金に係る帳簿及び書類を保管しなければならない期間は、この指令を受領した日から起算して10年を経過した日の属する連盟の会計年度の末日とする。

4 この補助金は、一般社団法人広島県観光連盟補助金等交付規程及び観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付要綱の適用を受けるものである。

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

一般社団法人広島県観光連盟会長 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏名

観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金請求書

年 月 日付けで補助金の額の確定通知があったので、観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 補助金名（どちらかに○）

観光DX推進事業補助金 ・ ユニバーサルツーリズム推進事業補助金

2 事業名

3 請求金額 金 円

4 振込先口座

口座 振 替	金融機関名		支店名	
	預金種目	1 普通	2 当座	
	口座番号			
	口座名義			
	フリガナ			

様式第9号（第11条関係）

取得財產等管理台帳

[illegible]

(注 1) 対象となる取得財産等は、一般社団法人広島県観光連盟補助金等交付規程第 22 条に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が観光 D X 及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金要綱第 11 条第 3 項に定める処分制限額以上の財産とする。

(注2) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

(注3) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

一般社団法人広島県観光連盟会長 様

申請者 住 所
名 称
代表者役職・氏名

財産処分承認申請書

観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金により取得した財産を、次のとおり処分したいので、観光DX及びユニバーサルツーリズム推進事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により申請します。

1 補助金名（どちらかに○）
観光DX推進事業補助金 ・ ユニバーサルツーリズム推進事業補助金

2 事業名

3 処分内容

財 産 名	
取 得 年 月 日	
耐 用 年 数	
取 得 価 格	
補 助 金 額	
処分予定年月日	
処 分 方 法	
処分収入見込額	
処 分 理 由	
備 考	

【申請担当者情報】

部署名：

担当者：

電 話：

電子メール：